

介護サービスに係る事故報告書

中間市長様

(保健福祉部介護保険課給付係)

報告年月日： 年 月 日

1 事業所の概要	①法人名											②事業所番号	4	0									
	③事業所名	(管理者 )																					
	④サービス種類																						
	⑤所在地、TEL	〒	(TEL - - )																				
	⑥記載者名	(職名 )																					
2 対象者	⑦氏名(フリガナ)											(男・女)	⑧被保険者番号										
	⑨生年月日											( 歳)	⑩要介護度	支	援	1	2	介	1	2	3	4	5
	⑪住所	〒																					
	⑫対象者の心身の状況																						
3 事故の概要	⑬事故発生・発見日時											年	月	日	午前・午後	時	分	頃	発生・発見				
	⑭場所	施設	居室 トイレ 食堂 浴室(脱衣場・洗面所) 階段 廊下 訓練室(リハビリ室) その他 屋内・屋外・( )																				
		居宅	( )																				
		その他	( )																				
	⑮事故の種別	転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 食中毒 感染症(インフルエンザ等) 交通事故 徘徊 職員の違法行為・不祥事 その他 ( )																					
	⑯事故結果	死亡 骨折 打撲 捻挫 脱臼 切傷 擦過傷 火傷 異常なし その他 ( ) (入院年月日 退院予定日 )																					
	⑰事故の概要、経緯、対応等	(死亡の場合…死亡日 )																					
	⑱事故の原因	ア 従業者の直接行為によるもの イ 介助中の注意不足によるもの ウ 従業者の見守り不十分によるもの エ 福祉用具・施設設備不良 オ その他 ( )																					
⑲受診した医療機関の名称・所在地																							
4 事後の対応	⑳家族への連絡・説明	ア 月 日 時頃 (誰 )が(誰 )に_____により説明済み イ 未実施(理由 ) ウ 連絡不要(身寄りのない方等)																					
	㉑関係機関への連絡	ア 警察への連絡(不要・済) イ 保健所への連絡(不要・済) ウ その他(ケアマネ等)(へ連絡) <u>裏面 ※3参照</u>																					
5 その他	㉒再発防止のための方策																						
	㉓損害賠償等の状況	ア 損害賠償保険を利用 イ 検討・交渉中 ウ 賠償なし(理由: )																					
	㉔特記事項																						

※記載注を確認してから、記入してください

- 2の⑫ アセスメントシート等の写しの添付でも差し支えない。
- 2の⑬ 発生または発見のいずれかに○をつけること。
- 3の⑭ ・居宅における事故とは、ヘルパー等による介護サービス中におこる事故である。
- 3の⑮ ・「職員の法令違反・不祥事」とは、利用者の個人情報紛失、送迎時の飲酒運転、預かり金の紛失・横領等である。  
・「その他」については、事業所の災害被災等である。
- 3の⑯ ・報告書提出時点で、入院日・退院予定日が分かっているときは、記載すること。
- 3の⑩ ・「従業者の直接行為」とは、  
故意、過失を問わず、従業者の直接行為が原因で事故が生じた場合。  
・「介助中の注意不足」とは、  
従業者の直接行為が原因ではないものの、従業者の介助中の事故が生じた場合。  
・「従業者の見守り不十分」とは、  
居室やトイレ等において、介助時以外に転倒等の事故が生じた場合に選択すること。  
・「その他」とは、  
感染症、食中毒、原因が不明な場合等に、その内容を記載すること。
- 4の㊸ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの(自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む)については、管轄の警察署へ連絡すること。  
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所へ連絡すること。
- 5の㊸ 「再発防止のための方策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。

※1 基本的に、利用者個人ごとに作成するが、感染症・食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る際は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト(2「対象者」、4「事後の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。)を添付してもよい。

※2 利用者の関係する全ての保険者に、報告すること。

※3 施設入所者について、施設所在地の保険者と入所者の保険者が異なる場合は、報告書を双方へ提出すること。

※4 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。